

千ス協ス少第5号
令和3年4月21日

市町村スポーツ少年団本部長 様
種目別専門部長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 本城 一隆
(公印省略)

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について (通知)

日頃より、千葉県スポーツ少年団諸事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
皆さまには、新型コロナウイルスの感染予防策を講じた上での強化活動を実施していただいていることに改めて感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の状況により、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、市町村スポーツ少年団及び種目別専門部が主催する大会・行事等について、下記によりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は現時点のものであり、今後、状況に応じて更新されることもありますのでご了承ください。

記

- 1 主催する大会や行事については、その規模や競技の特性(身体接触の有無等)、参加者の年齢層、会場の状況、観客の有無等により、開催規模や方法、日程の変更等をご検討ください。特に子どもや高齢者の参加する事業については、慎重な対応をお願いするとともに、小・中・高校生が参加する事業につきましては、別添の「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校における部活動について(通知)」「千葉県競技力向上推進本部事業について(通知)及び別紙資料に基づき、ご検討をお願いいたします。
- 2 大会や行事等を開催する場合は、参加者・関係者の安全を第一に、スポーツ庁及び各競技団体、会場となる施設の管理者が策定した感染予防ガイドラインに則り、十分な感染予防策を講じて実施してください。
- 3 県外での活動や、県内外での宿泊を伴う活動はお控えください。
- 4 関東ブロック大会や全国大会への派遣については、主催者の指示により判断します。
- 5 会議や研修会については、資料送付や書面開催、WEB開催などによる実施もご検討ください。
- 6 単位スポーツ少年団の活動については、上記の対応を含め、団員および保護者との共通理解を十分に得たうえで判断するようご指導ください。

○添付資料

「まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校における部活動について(通知)」(写)
「千葉県競技力向上推進本部事業について(通知)」及び別紙資料(写)

公益財団法人千葉県スポーツ協会
担当：事務局長 前田 啓一
TEL 043-254-0023



教学指第115号
教特第69号
教体第78号
令和3年4月19日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校における
部活動について（通知）

県立学校の部活動については、令和3年3月19日付け教学指第1598号、教特第917号、教体第925号「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」により、各校の部活動の活動方針に基づいた活動を行っているところですが、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなったことから、適用期間中の大会参加や練習試合等については、下記のとおりとします。

自校での活動については、各学校の部活動の活動方針による活動日や活動時間での活動を継続しますが、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は、当面見送る又は違う形態で行うなど、活動内容を十分に検討してください。また、外部指導者や卒業生などの関係者の来校については、人数を最小限にするなど十分な感染対策を継続するようお願いいたします。

部活動はこれまで発生した事例から、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、対象地域においては、特に慎重な対応をお願いいたします。

なお、今後、県内の感染の状況等によっては、活動停止を含めた対応を検討していくことを申し添えます。

記

○大会参加について

- ・高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会及びその予選会への参加は認める。
- ・上記大会以外の県外大会への参加は、原則として認めない。
(上記大会に準ずる大会への参加については、担当課と事前協議を行う。)
- ・県内大会への参加は認める。
- ・県内外の大会参加について、遠方で行われるなど宿泊が必要な場合は担当課と事前協議を行う。

○練習試合等について

- ・県外遠征は行わない。
県外チームを招いての交流は行わない。
- ・宿泊を伴う遠征は行わない。(県内も含む)
- ・全国大会等への出場が決まった場合の練習試合などの県外遠征は、担当課と事前協議を行った上で実施可とする。

※上記以外の内容については、令和3年3月19日付け教学指第1598号、教特第917号、教体第925号「緊急事態宣言解除後の県立学校における部活動について（通知）」の感染対策を参照する。また、令和2年8月21日付け教学指第621号、教特第356号、教体第413号「部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年9月25日付け教学指第778号、教特第430号、教体第500号「部活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（通知）」も参照すること。

【担当】

教育庁教育振興部

学習指導課 吉田 043-223-4057

特別支援教育課 中田 043-223-4045

体育課 鈴木 043-223-4108



千競推本第7号

令和3年4月20日

競技団体関係者 様

千葉県競技力向上推進本部

本部長（千葉県副知事）滝川伸輔

（ 公 印 省 略 ）

千葉県競技力向上推進本部事業について（通知）

日頃、千葉県競技力向上推進本部（以下本部）事業に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

競技団体の皆さまには、新型コロナウイルスの感染予防策を講じた上での強化活動を実施していただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の収束が見込めず、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、本部事業の活動を別紙のとおりとします。今後、国や県の動きを注視し、再度御連絡を差し上げることがありますので御承知おきください。

千葉県競技力向上推進本部事務局

（千葉県教育庁教育振興部体育課

スポーツ推進室競技スポーツ班内）

電 話 043（223）4104

(別紙)

まん延防止等重点措置に伴う千葉県競技力向上推進本部事業の
対応について

1. 国体サポート事業

<全種別>

強化活動の実施については、必ず千葉県競技力向上推進本部事務局まで連絡してください。

<成年種別>

- ・ 感染防止対策を徹底したうえで、県内外の強化活動を行ってください。
ただし、まん延防止等重点措置が適用されている都道府県（千葉県を除く）での強化活動は行わないでください。
- ・ 宿泊を伴う強化活動については一人一部屋を原則とします。
- ・ 県外での大会や関東ブロック大会に参加する場合は、事務局と協議してください。

<少年種別>

- ・ 県外での強化活動は行わないでください。
- ・ 県内での強化活動で宿泊を伴う場合については、一人一部屋を原則とします。
- ・ 県外での大会や関東ブロック大会に参加する場合は、事務局と協議してください。

2. ちばジュニア強化事業

- ・ **強化活動の実施については、必ず千葉県競技力向上推進本部事務局まで連絡してください。**
- ・ 県外での強化活動は行わないでください。
- ・ 県内外で宿泊を伴う強化活動は行わないでください。
ただし、県外での大会に参加を希望する場合は、事前に事務局と協議してください。